

第5回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年10月31日（木）
午前9時25分から午前11時10分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 16名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・金丸勇太委員、田端功委員、高橋悟委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・水元・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第5回日南市農業委員会総会を開会いたします。3番の田端委員、4番の金丸委員、11番の高橋委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は16名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に7番の山光彦委員、8番の作本眞悟委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がありますので、お願いいたします。総会資料6ページ、議案第5号、非農地証明願、受付番号1番につきまして、申請者から修正依頼がありましたので、現況地目「雑種地」を「原野」に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして農業委員会に対し、申請がありました3件について当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が3件で、受付番号1番は、経営移譲のため、受付番号2番、3番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容については、受付番号1番は、一般個人住宅用地のため、受付番号2番から4番は、植林のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました9件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が9件で、受付番号1番、2番、4番、5番、9番は植林のため、受付番号3番は、駐車場・資材置場用地のため、6番、7番は、一般個人住宅用地のため、受付番号8番は、太陽光発電施設用地のためとなっています。 次に総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、3件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が3件となっております。 次に、総会資料6ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状

10:10	事務局	況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。受付番号2番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鶴戸地区、南郷地区は、会議室5でお願いいたします。吾田・油津地区、飢肥・酒谷地区は、会議室6でお願いいたします。細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室7でお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきますが、地区別審査は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それでは、お願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番につきまして担当委員より報告願います。
	井上（友）	2番、井上です。受付番号1番について説明します。10月25日に譲受人と現地確認をしました。申請地は、吾田西にある保育園裏にある水田です。譲渡人は高齢により、譲受人である息子さんに経営移譲するものです。譲受人は、水稻を3haほど作付けされています。問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番につきまして担当委員より報告願います。
	谷 元	1番、谷元です。受付番号2番について説明します。10月25日、譲受人立会いのもと現地確認しました。譲渡人は、井

10:15	谷 元	護士で相続清算人となっていますが、実質の所有者、譲渡人は、譲受人の兄で亡くなっています。相続人が、相続放棄されており、法的な手続きによる財産の処分となっています。申請地は、北郷町宿野の潮嶽神社に近在しています。この農地については、梅が植栽されておりますが、譲受人が、今回更に梅の木を増殖して、管理されとのことです。譲受人は、農地は、所有していないので新規就農者となります。状況的に判断して許可妥当と思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号3番につきまして、担当委員より報告願います。
	平 部	14番、平部です。受付番号3番について説明します。10月26日に申請地担当農業委員の山口委員と現地を確認し、10月27日に譲受人に確認しました。申請地は、国道222号線沿いの飢肥楠原にある山之口橋から限谷に向かうふるさと農道方面へ1kmほど行った右手に広がるミカン畑の一角でした。申請地は、金柑が植栽されており、きれいに管理されていきました。譲受人は、団体職員であり、現在勤められていますが、退職後に専業で農業をされとのことでした。譲渡人は、離農されとのことで山口委員より確認いただきました。問題ない案件と思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、4件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。10月25日、申請人は宮崎市在住のため、地元詳しい住民の方の立会いのもと現地確認しました。申請地は広域農道沿いにある永吉交差点より吉野方の西ノ村地区に1.5kmほど行った道路の右側になります。現在は、居住者はなく空き家になっており、昭和32年ごろに申請

三 賢	人の父が購入し、家を建て、父より母が相続し、母より申請人が令和5年に相続した後、資産整理を行う際に農地であることが判明しました。当時は農地法について十分に理解しておらず、許可を得ずに転用し、以後は農地法を遵守する旨の始末書も添付されています。事後承認ではありますが、許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号2番について担当委員より報告願います。
日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号2番について説明します。10月26日、申請地の確認と調査を行いました。申請人の配偶者と現地確認しました。申請地は、上毛吉田公民館から南の方向に約200m行ったところに申請者の自宅がありますが、そこから東側に300m登ったところです。申請地は40年生ほどの杉山で、周囲は山林で農地はありませんでした。周囲が杉を植林され、日当たりが悪くなったので、昭和60年に杉を植林されたとのことでした。始末書も添付されていますので、許可妥当と思いますが、ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号3番、4番について担当委員より報告願います。
田 中	18番、田中です。受付番号3番、4番について説明します。申請地が隣接していますので、一緒に説明させていただきます。10月29日に申請者と連絡を取り、現地に行こうとしたのですが、先日の大雨で道が通れなくなり、現地に行けませんでした。この案件については、8月の総会時に農業振興地域の除外として提出されており、その事前確認で6月に現地を確認しています。申請地は、潟上神社から市木に抜ける市道を500mほど進み、左の霧島林道を1.5kmほど登った中腹にあります。杉が伐採されたところの一角になります。申請人の両親が、30年ほど前にミカン園をされていたのですが、高齢となり廃園し、無断で植林されたところもあるようで、今回、始末書も添付されております。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
全委員	ありません。
議 長	それでは、ないようでございますから、議案第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
全委員	挙手

10:21	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第2号については、原案どおり許可相当とすることに決定いたしました。
	議 長	次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について9件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号1番、2番については、申請地及び申請内容が類似しているためあわせて説明いたします。両案件について10月29日に現地調査を行いました。1番の案件は、申請地は酒谷地区新村茶屋ノ平、酒谷キャンプ場から県道222号線を都城方面へ約5km進んだところの北東側の丘陵地斜面に位置します。侵入が非常に困難な場所であり、幹線道路からの目視確認で現地調査をしました。申請されているのは隣接した4筆の農地で地目は畑、合計面積は、3,621㎡、現況は山林となっています。譲渡人は、平成22年に親族から当該農地を相続したときに既に杉が植林されていたとのことです。この度、申請地を譲渡するにあたって手続きの過程で地目が畑であり、転用の申請が必要であることが判明しました。なお、現在は桜が約300本植樹されており、3年程度の幼木となっています。無断転用に関しては、譲渡人から始末書が添付されています。 続きまして、受付番号2番について説明します。申請地は、酒谷地区本河内和平太、1番の案件の申請地から日南方面へ約200m進んだところに位置する北東側の丘陵地斜面です。本件は先ほどと同じ理由で、幹線道路からの視認での確認です。地目は畑、面積は1,616㎡、譲渡人は、昭和57年に親族から相続し、その時、すでに杉が植林されていたとのことです。この度、譲渡するにあたり、登記する手続きの過程で、農地の無断転用が発覚しました。なお、植林された杉、約200本は既に成木となっています。無断転用については、譲渡人からの始末書が添付されています。両案件とも譲受人は、林業を営む法人となっており、山林としての転用目的とする造林計画書も提出されています。両申請地とも現況は山林となっており、周囲に農地はなく、農地としての利用は困難な土地です。以上2件、総合的に勘案し、転用許可は妥当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 山口（光）	次に受付番号3番について担当委員から報告願います。 7番、山口です。受付番号3番について説明します。申請地は、楠原で国道222号線の飢肥のJAガソリンスタンドから都城方面に500m進むと農機具修理場がありますが、その自宅裏側周辺になります。10月24日に譲渡人の後見人及び譲

	山口（光）	受人に連絡しました。現地立会いは、譲受人と調査しました。譲受人は、平成19年に農機具修理場を立ち上げ、駐車場、資材置場が必要なため、申請地を管理していた舩肥在住の方に相談して、許可をもらい、埋め立てをして使用をしていたとのことです。譲受人は、以前から購入を考えていたが地権者が判明せず、困っていたそうです。今回、行政書士に調査してもらい判明したということです。譲渡人は施設入所のため、後見人との話し合いで購入に至ったそうです。購入にあたり農地法を知らずに勝手に埋め立てし、使用していたことを知り、今回の転用申請に至ったとのことです。始末書も添付されています。隣接する農地はありません。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号4番、5番について担当委員から報告願います。
	三 賢	舩肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号4番、5番について、申請地と譲受人が同じなので同時に説明します。10月25日、譲受人立会いのもと現地調査をしました。申請地は、山之口橋より広域農道を吉野方の方へ500mほど行くと左側に土を採取した広い空き地があります。その北側に位置する右側の急な傾斜の山地が4番で、それより150mほど行った左側の山頂部が5番になります。受付番号4番、5番とも急傾斜地で杉、竹、雑木、葛等が繁茂しております。周囲は、全て山林で、譲受人所有の山になっております。農地としての利用は、困難であり、転用許可は妥当と判断しました。譲渡人には、電話で確認しております。以上です。
	議 長	次に受付番号6番、7番について担当委員から報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号6番について説明いたします。10月24日に現地調査を行い、譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は、戸高三丁目です。西弁分に生コン会社がありますが、妻手川支流を挟んだ北側にあたります。譲渡人は、譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は、現在アパート住まいですが、手狭になったので申請地に住宅を建設する計画です。なお、建築にあたっては整地して、汚水、排水は、合併浄化槽で処理して市道側溝に排出し、周囲の農地の境界にはブロック塀を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。
		次に受付番号7番について説明いたします。10月24日に現地調査して、譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は、西弁分五丁目です。中浦地区の入口にあたります。譲渡人は、譲受人の要望により手放すということです。譲受人は、

山 本	現在アパート住まいで子供が大きくなり手狭になったので、本申請地に住宅を建築する計画です。建築にあたっては整地し、汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理して市道側溝に排出します。周囲に農地はありません。許可妥当と判断しました。以上、ご審議方よりしくお願いいたします。
議 長	次に受付番号８番について担当委員から報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号８番について説明いたします。１０月２８日、譲渡人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人である法人には、申請代理人に電話で確認しました。申請地は、東郷松永の県道日南高岡線から市道を山間部の方向に５００ｍほど入った福谷川沿いに位置します。申請地の地目は、白地の田で鳥獣被害があまりにも酷く、現在は稲作等作付けされていませんが、譲渡人が周囲の環境等を考慮され、維持管理のみされていました。作物等の管理はできないため、譲受人に譲渡することにしたそうです。太陽光パネル設置のための転用であり、新たな汚水や排水等の発生はありません。土地改良区の意見書も添付されています。周囲の地権者も了承されており、何も問題ないと思います。ご審議方よりしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号９番について担当委員から報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号９番について説明します。申請地は、北郷地区の河原谷です。県道日南高岡線沿いの谷合付近から左に向かい、市道河原谷線を約５㎞行ったところが河原谷の集落になっており、限界集落となっています。３世帯が現在住んでおり、公民館から３００ｍ行った右手を下ったところの川向いが申請地になります。周囲は全て山林です。１０月２８日に譲受人立会いのもと現地確認しました。譲渡人の配偶者が、約１２年前まで水稻を作付けしていましたが、離農されてから段階的に植林され、山林となっています。昨年亡くなられて、譲渡人が相続されています。譲渡人は、高齢で山林の管理ができず、隣接地は譲受人の山林となっています。今回、売買する際に無断転用が発覚したということでの申請となったようです。造林計画書も添付されえおり、問題ないと思います。周囲は、全て山林で影響を与える農地はなく、始末書も添付されていることからやむを得ないと思います。ご審議のほどよりしくお願いいたします。
議 長	はい、ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
全委員	ありません。

10:34	議 長	それでは、ないようでございますから、議案第3号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第3号については、原案どおり許可相当とすることに決定をいたしました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について担当委員より報告をお願いいたします。
	杉 本	10番、杉本です。受付番号1番、2番について説明します。受付番号1番、2番は、借受予定者が同じ人ですので、まとめて説明します。10月25日に借受予定者立会いのもと現地確認と自宅訪問にて確認調査しました。申請地は、細田西寺地区で西寺研修センターから東の方向に直線で50mから60mのところになります。借受予定者は、11年前に岡山県からいちご栽培がやりたいということで移住された方です。現在3反のハウスで栽培されており、お菓子屋さん、スーパー、道の駅などに出荷されております。観光農園もされており、シーズンにはたくさんのお客さんが来られます。貸付人に話を聞きますと間違いありません、とのことでした。更新ですので、特に問題ありません。よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について担当委員より報告願います。
	平 部	14番、平部です。受付番号3番について説明します。10月26日、貸付者に電話で確認しました。借受予定者には、10月27日に確認し、間違いないということでした。申請地は、南郷駅より国道222号線を串間方面へ1.5kmほど行った右手になります。マンゴーが栽培されていまして。中間管理権の設定になります。間違いないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について計画に同意をされる方の挙手をお願いします。

10:38	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号については、同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。10月25日、申請人は、県外在住のため、地元詳しい方に案内してもらいました。申請地は、飢肥城の北西側1kmにある日南市の貯水タンク東隣になります。湿深い場所で今は荒れ地になっています。周囲は山林になっており、農地として作付けしても鳥獣害等で利用できないと思いますので、非農地として証明とすることは妥当だと思います。以上です。
	議 長	次に受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	1番、谷元です。受付番号2番について説明します。10月25日に現地確認しました。申請人は、県外在住なので電話で確認しました。申請地は、北郷の郷之原神社の駐車場に隣接しており、現地の北側は墓地、東側は山林で、現況は雑木等の山林になっています。雑木の樹齢はおそらく20年以上で、申請人の両親が存命していないのでわかりませんが、相続した時点で農地としての活用はされていなかったようです。なお、所有者は、県外在住なので、農業経営の意思はなく、以前に相続された田んぼについては売却されています。今後、農地として利用するのは困難なため、非農地として証明することは妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	ただ今、各担当委員から非農地証明願について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようですので、議案5号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
10:41	議 長	全員賛成ですので、議案第5号について原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。

10:56		《報告事項》 以上で総会の全てを終了します。
-------	--	--------------------------------------

第5回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

山口光彦

佐本眞悟 